

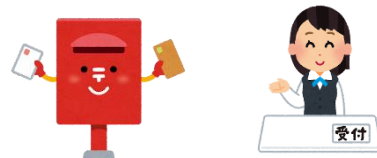
大分合同新聞社による「イベントの名義後援」について

1. 名義後援の申請方法

①ご申請は、イベント開催日の1か月以上前までにご提出ください。審査に10日程かかります。特に連絡がない場合は、承認したことになります。なお、承認の連絡はしておりません。ご了承ください。

②郵送か持参にてご提出ください。

※FAX・メールでの申請はお受けできません。ご了承ください。



郵送先 〒870-8605 大分市府内町 3-9-15 大分合同新聞社営業部 後援申請係

持 参 大分合同新聞社本社受付（平日9時～17時）

2. 申請に必要な書類

①弊社所定の申請書…ダウンロードしてご使用ください。本社受付にも置いてます。

②団体・個人の紹介資料や略歴や名簿や規約等…初めて申請される方は添付してください。

③要項案・前回のチラシ等…実施内容がわかるものを添付してください。

④開催証明書…学生・生徒の方が主催されるイベントは、所属学校に発行いただき、添付してください(書式自由)。

⑤**収支予算書**…入場料金を徴収するイベント、物品販売を行うイベント、また寄付・チャリティーを目的としたイベントは必ず添付してください。寄付・チャリティーを目的としたイベントは申請書に寄付先を明記してください。

入場料金を、**消費税含む2001円以上**徴収するイベントは、大分合同新聞本紙に有料広告の掲載が必須条件となります。※入場料金とは、コンサート・演劇・踊り・講演会・落語会・ディナーショー・展覧会・スポーツイベント・品評会などの「チケット代・観覧料・聴講代」等のことです。

3. 名義後援を承認すると…

①印刷物・看板などで「後援 大分合同新聞社」の名義をご使用いただけます。

②本紙木曜日に「ラーン&プレー」に掲載します。

③本紙の「きょうの催し」にイベントの当日に掲載します。（期間の長いイベントの場合は、掲載は開始から1週間のみとなります。）

④毎月1日発行、本紙折り込み「家庭メモ」に、主な項目に掲載します。発行の都合上、イベント開催月の2か月前末日までの申請分が対象となります。

⑤「表彰」のあるイベントに対して、希望される方は、楯 1 枚、賞状 2 枚(予備を含む)を審査した上で交付します。

※賞品は、本社受付でのみお受け取りいただけます。県内総局およびプレスセンターでのお受け取りはできません。着払いでの発送は承ります。

⑥本紙「ぶんぶん」に名義後援特別割引料金で掲載できます。

160 文字×2 回か 320 文字×1 回の場合、通常料金 33,000 円→11,000 円（消費税込）。

写真は別途料金となります。

お問い合わせは、ぶんぶん係 Tel. 097-538-8888 まで。



4. 名義後援についての注意点

①名義後援の承認は、本紙の取材をお約束するものではありません。イベントの概要は弊社編集局に連絡しますが、取材するか否かの判断は編集局がいたします。取材を希望される方は別途、編集局または総局にご相談ください。

②名義後援を承認したイベントの内容を変更・中止した場合、すぐに弊社後援申請係までご報告ください。ご報告がないまま、事実と違う内容が本紙に掲載されたために起きたトラブル・事故などの責任は、一切負いません。

③政治活動や宗教活動にかかわると弊社が判断したイベントなど、弊社が適当でないと判断したイベントは、名義後援を承認しない場合があります。

④どのようなイベントかわかりにくかったり、スポンサー名を冠したイベント名などは、紙面掲載時に、予告なく変更する場合があります。ご了承ください。

⑤他の新聞社が主催・共催するイベントは、名義後援を承認しない場合があります。

⑥名義後援を承認したイベントで生じたトラブル・事故などの責任は負いません。

⑦名義後援を承認したイベントでも、弊社が適当でないと判断した場合は、承認を取り消す場合があります。

⑧弊社の「主催・共催」イベントについては、全く別のご相談になります。この申請は対象になりません。企画書・収支予算書等をご準備のうえ、後援申請係へ直接ご相談ください。弊社に何らかの収益が見込まれることを前提とします。

⑨弊社は「協賛」「協力」等の名義は承認しておりません。ご了承ください。

⑩有料で宿泊を伴うイベントは旅行業法に抵触しないことを確認した上で申請してください。

⑪その他、ご不明な点は下記までお問合せください。

大分合同新聞社営業部 後援申請係

Tel. **097-538-9647** (平日 9～17 時)